

貸借対照表における純資産についての一考察

— 評価・換算差額等の利益性についての検討を中心として —

佐藤 俊哉

目 次

はじめに

I 資産負債アプローチにおける純資産をめぐる動き

II 利益概念の考察

III 貸借対照表と業績報告書の連携

おわりに

はじめに

会計基準の国際的なコンバージェンス又はアドプションが叫ばれるなか、わが国においても新しい会計基準が次々に公表されている。これらは、資産負債アプローチの考え方に立脚したものであると考えられる。資産負債アプローチとは、将来のキャッシュ・インフローをもたらすものである資産と、将来キャッシュ・アウトフローをもたらすものである負債とを鍵概念として、その差額すなわち純資産によって、会計情報の利用者にとって有用な情報である、企業に対する将来の正味のキャッシュ・インフローに関する情報を提供することを目的としている。

前稿において、資産と負債の公正価値による評価の検討をそれぞれ行った。よって本稿では、その資産と負債の差額によって表示される純資産に焦点をあてることにする。

純資産を論ずるにあたっては、従来から、「資本と利益の区分」という観点と、「資本と負債の区分」という観点から論じられることが多かった。本稿では、資産負債アプローチの観点から純資産の構成内容を検討することを試みるため、前者の観点で、特に貸借対照表における純資産と業績報告書の最終利益（包括

利益) との関連性について考察することによって、今日における純資産の内容を検討したい。

I 資産負債アプローチにおける純資産の部をめぐる動き

1. 純資産の意義

米国財務会計基準審議会(以下、FASB という。)が公表した概念フレームワーク(以下、SFAC という。)第6号『財務諸表の構成要素』では、持分(equity)または純資産を「負債を控除した後に残るある実体の資産に対する残余請求権である。」¹と定義し、株主に対する将来のキャッシュ・アウトフローをもたらすものであるとする。

すなわち、純資産については、貸借対照表の構成要素である資産(Assets)を「過去の取引または事象の結果として、ある特定の実体により取得または支配されている、発生の可能性の高い将来の経済的便益」²すなわち、将来にキャッシュ・インフローが生じるもの、負債(Liabilities)を「過去の取引または事象の結果として、特定の実体が、他の実体に対して、将来、資産を譲渡または用役を提供しなければならない現在の債務から生じる、発生の可能性の高い将来の経済的便益の犠牲」³すなわち、将来にキャッシュ・アウトフロー等が生じるものと定義したうえで、公正価値で評価された資産と負債の差額概念として捉えているのである。

この見方が国際的にみても現在では有力であり、国際会計基準(以下、IASB という)においても、まず資産と負債を定義したうえでそれらの差額として資本を定義している。

¹ FASB, Statement of Financial Accounting Concepts, No.6, *Element of Financial statement* (Stamford, Conn. : 1985), par.25 (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念<増補版>』中央経済社 308頁)

² FASB. SFAS.No6. par.25. (平松一夫・広瀬義州訳 前掲書 297頁)

³ FASB. SFAS.No6. par.35. (平松一夫・広瀬義州訳 前掲書 301頁)

図表1 SFAC 第6号におけるB/S

資 産 発生の可能性の高い将来の 経済的便益 将来キャッシュ・インフロー をもたらすもの	負 債 発生の可能性の高い将来の 経済的便益の犠牲 将来キャッシュ・アウトフロー をもたらすもの
	持 分 残余財産請求権 正味の将来キャッシュ・イン フロー

(出所) SFAC. No6 をもとに作成

このことは、国際的な会計基準が、会計情報の利用者にとって有用な情報は企業に対する将来の正味のキャッシュ・インフローに関する情報であるとして捉え、それを貸借対照表により提供しようとしていることを意味している。すなわち、将来のキャッシュ・インフローをもたらすものである資産と、将来キャッシュ・アウトフローをもたらすものである負債とを鍵概念として、その差額、すなわち純資産によってそれを表現するのである。⁴

2. 「純資産の部」の構成要素

わが国においても、資産負債アプローチの観点から次々に新しい会計基準が公表されている。

純資産については、企業会計基準委員会（以下 ASBJ という。）が平成 17 年 12 月 9 日に公表した企業会計基準第 5 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（以下、純資産会計基準という。）において、貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部に区分し、「純資産の部」はさらに、株主資本と株主資本以外の各項目に区分することとしている⁵。

⁴ このような「資産評価などのストック価値を中心に会計を組み立てる考え方」（広瀬義州 『財務会計』第 6 版 中央経済社、2006 年、54 頁）を資産負債アプローチ（Asset-Liability Approach）という。

⁵ 企業会計基準第 5 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」第 4 項

従来の会計においては、貸借対照表は、資産の部、負債の部及び資本の部に区分するものとされ、資本の部には、会計上、株主の払込資本と利益の留保額（留保利益）に区分する考え方が反映されてきた。すなわち、「株主資本以外の各項目」というものは想定されていなかったのである。

それでは、「株主資本以外の各項目」とはどのようなものであろうか。純資産会計基準では、「株主資本以外の各項目」について、個別貸借対照表においては、評価・換算差額等及び新株予約権の2区分とし、連結貸借対照表では、評価・換算差額等、新株予約権及び少数株主持分の3区分としている⁶。ここに、評価・換算差額等とは、その他有価証券評価差額金や繰延ヘッジ損益のように、資産又は負債は時価をもって貸借対照表価額としているが当該資産又は負債に係る評価差額を当期の損益としていない場合の当該評価差額や、為替換算調整勘定等が含まれる⁷。

図表2は、純資産会計基準と同時に公表されたASBJの企業会計基準適用指針第8号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」が示す「純資産の部」の表示である。

⁶ 同上 第7項

⁷ 同上 第8項

図表2 現在の「純資産の部」の表示

(個別貸借対照表)	(連結貸借対照表)
純資産の部	純資産の部
I 株主資本	I 株主資本
1 資本金	1 資本金
2 新株式申込証拠金	2 新株式申込証拠金
3 資本剰余金	3 資本剰余金
(1) 資本準備金	
(2) その他資本剰余金	
資本剰余金合計	
4 利益剰余金	4 利益剰余金
(1) 利益準備金	
(2) その他利益剰余金	
××積立金	
繰越利益剰余金	
利益剰余金合計	
5 自己株式	5 自己株式
6 自己株式申込証拠金	6 自己株式申込証拠金
株主資本合計	株主資本合計
II 評価・換算差額等	II 評価・換算差額等
1 その他有価証券評価差額金	1 その他有価証券評価差額金
2 繰延ヘッジ損益	2 繰延ヘッジ損益
3 土地再評価差額金	3 土地再評価差額金
	4 為替換算調整勘定
評価・換算差額等合計	評価・換算差額等合計
III 新株予約権	III 新株予約権
	IV 少数株主持分
純資産合計	純資産合計

(出所) ASBJ 企業会計基準適用指針第8号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」より抜粋

純資産会計基準では、純資産の表示について、次のような説明を与えている。
 まず、**I 株主資本**については、「このような区分は、債権者保護の観点から資本の部を資本金、法定準備金、剰余金に区分してきた商法の考え方と、払込

資本と留保利益に区分する企業会計の考え方の調整によるものと考えられる。もちろん、払込資本も留保利益も株主資本であることには変わりはなく、会計上はこの留保利益を含む株主資本の変動（増資や配当など）と、その株主資本が生み出す利益との区分が本質的に重要である。しかし、同じ株主資本でも株主が拠出した部分と利益の留保部分を分けることは、配当制限を離れた情報開示の面でも従来から強い要請があったと考えられる。このため、本会計基準でも従来の考え方を引き継ぎ、株主資本は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金に区分するものとしている⁸。この点に関しては、従来の会計における資本の部の考え方そのものである。

また、**Ⅲ新株予約権**、**Ⅳ少数株主持分**については、「新株予約権は報告主体の所有者である株主とは異なる新株予約権者との直接的な取引によるものであり、また、少数株主持分は、子会社の資本のうち親会社に帰属していない部分であり、いずれも親会社株主に帰属するものではないため、株主資本とは区別することとしている⁹。新株予約権は、将来の株主による払込資本の一部と考えられる。また、連結会計における少数株主持分は、会計主体論として経済的単一体説を採用すれば、親会社と子会社の少数株主とを同じ企業集団の出資者として考えることができる。

3. 検討課題

ここで問題にしたいのは、**Ⅱ評価・換算差額等**についてである。「払込資本ではなく、かつ、未だ当期純利益に含められていないことから、株主資本とは区別し、株主資本以外の項目としている¹⁰とある。株主よりの払込資本でもなくいまだ実現していない利益をどのように考えればよいのであろうか。

この区分が最初に支持されたのは、アメリカ会計学会（以下、AAA という。）の1964年委員会報告である。そこでは、「資産の『未実現』の価値変動は報告純利益に算入せず、損益計算書の純利益の下に〔別途に〕表示するべきである。そして、未実現の価値変動の累計額は、貸借対照表の留保利益の部に独立項目

⁸ 同上 第28項

⁹ 同上 第32項

¹⁰ 同上 第33項

として表示すべきである」¹¹と述べている。

従来の会計においては、資本の部には、株主よりの払込資本と留保利益が表示されてきた。いわゆる「資本と利益の区分」の問題である。すなわち、「純資産の部」に表示されるのは株主より払い込まれた資本及び過去に稼得した利益であった。

Ⅱ 評価・換算差額等は、もちろん株主よりの払込資本ではない。では利益なのであるか。もし利益であるとするならば、貸借対照表上の「資本取引によらない純資産の年度の変動額」と損益計算書の最終利益が常に一致するという、従来の会計で行われてきたクリーン・サープラス関係が成り立っていない。¹²換言すれば、貸借対照表と損益計算書の非連携(nonarticulation)の問題をどう解決するのか、という検討課題が想起されてくる。

以下では、評価・換算差額は利益であるのか、もし利益であるとするならば、貸借対照表と業績報告書¹³の連携の問題からどのように表示されるべきか、ということを検討することにする。

Ⅱ 利益概念の考察

1. 当期純利益と包括利益

まず、利益概念について検討を行うことにする。

今日、IASB が公表する国際会計基準（以下、IFRS という。）においては、業績報告書の最終利益は包括利益とされる。IFRS をはじめとして、FASB やイギリス会計基準（以下、ASB という。）が、企業業績を示す指標の1つとして包括利益を採用していることは報告利益の概念として資産負債アプローチに立脚していることを意味している。

藤井[2007]によれば、「資産負債アプローチにおいては、資産の本質を規定する鍵概念として将来の経済的便益(future economic benefits)が指定され、

¹¹ AAA 1964 Concepts and Standards Research Study Committee—The Realization Concepts, “The Realization Concepts,” The Accounting Review, Vol. 40, No. 2, pp. 312–322.

¹² クリーン・サープラス関係については、9頁で詳述する。

¹³ 本稿では、利益概念として当期純利益と包括利益を検討する観点から、損益計算書という名称を用いず、業績報告書と呼ぶことにする。

当該概念から財務諸表要素の一連の定義が演繹的に誘導される。すなわち、FASB(SFAC. No. 6)での議論と用語にしたがえば、当該アプローチにおいては、資産(将来の経済的便益)→負債(資産を引き渡す義務)→持分(資産から負債を控除したあとの残余請求権)→包括利益(一期間における資本取引以外の要因による持分の変動)→収益・費用(包括利益の内訳要素)という連鎖的体系のもとで、財務諸表要素の定義が示されることになる¹⁴。これを図示すれば図表3のようになる。

図表3 資産負債アプローチにおける貸借対照表と業績報告書の関係

貸借対照表			業績報告書	
資 産 将来の経済的便益	負 債 資産を引渡す義務	内 訳 →	費 用 包括利益の内訳要素	収 益 包括利益の内訳要素
	払込資本		包括利益	
	包括利益			

(出所) 藤井[2007]をもとに作成

ここに、包括利益とは、SFAC 第6号における定義から、「出資者以外の源泉からの取引その他の事象および環境要因から生じる一期間における営利企業の持分の変動である。包括利益は、出資者による投資および出資者への分配から生じるもの以外の、一期間における持分のすべての変動を含む¹⁵と解する。

佐藤[2003]では、この包括利益を業績指標とみる論拠としては次のようなものがあげられている¹⁶。

第一に、包括主義の考え方を採用するならば、包括利益も会社全体としての業績を示すのであり、財務業績として位置づけられるべき数値である。また、

¹⁴ 藤井秀樹、「新会計基準にみる会計思考の特徴と展開方向 — 「わが国財務会計思考の再検討」草稿 —」

Kyoto University Working Paper J-65、2007年、3-4頁

¹⁵ FASB. SFAS. No6. par. 70.

¹⁶ 佐藤信彦、『業績報告と包括利益』白桃書房、2003年、151-153頁

会計上の利益について投資家に対する情報として重要であるために、クリーン・サープラスの関係が成立すべきであるならば、包括利益を業績指標とすることが必要である。

第二に、財務報告における透明性（transparency）を向上させる上で包括利益概念が重要である。市場価値の変動が企業に及ぼす影響と、その影響が企業の富に及ぼす効果に関する情報の提供が、包括利益の導入により拡大される。

第三に、損益計算書と貸借対照表との間の連携（articulation）を維持する上で、損益計算書形式により包括利益を報告することが必要である。包括利益を業績指標とする損益計算書が作成されるならば、損益計算書と貸借対照表との連携が維持されると同時に、なぜ両者が連携するのかについての明細も示される。

一方、包括利益による財務業績の報告を行うことに反対する論拠は次のとおりである¹⁷。

第一に、当期純利益こそが業績指標であり、包括利益は業績指標にはなりえないことである。金融市場や外国為替市場の動向はそれらの制御不可能な要因に起因する部分が多い。それゆえ、包括利益に基づいて企業の業績評価を行うことは不適切である。例えば、アメリカにおけるダウ 30 社 2001 年アニュアル・レポートによれば、アメリカでは、業績を説明するデータとしては P/L 上の売上高・利益を基本として、これにキャッシュ・フローなどのデータが追加されている。また包括利益自体は業績としては取りあげられておらず、個々の構成要素のうち、金額的に重要度が高いと考えられているものが取りあげられている。

第二に、財務業績とは何であるかについての概念的な検討が十分に行われていない以上、包括利益による財務業績報告が妥当であることは十分に論証できていないことである。包括利益による財務業績であることが十分に論証できていないならば、包括利益の報告形式は損益計算書形式に限定されるべきではなく、持分変動計算書や注記による開示も認められるべきである（SFAS130, par. 61）。

第三に、当期純利益と包括利益という 2 つの業績指標を対等のものとして開

¹⁷ 前掲書、154-155 頁

示することは利用者に混乱を生じさせるため、不適切である (SFAS130. par. 76)。特に、「その他の包括利益」解釈・評価することが困難であるならば、当期純利益と包括利益という2つの業績数値が並置されることはむしろ財務報告の有用性を損ねることになる。

図表4 包括利益に対する賛否の論拠

賛 成 論	反 対 論
包括利益は会社全体としての業績を示すものである	金融市場や外国為替市場の動向は制御不可能な要因に起因する部分が大いため、包括利益に基づいて企業の業績評価を行うことは不適切
財務報告における透明性 (transparency) を向上させる	包括利益による財務業績報告が妥当であることは十分に論証できていない
損益計算書と貸借対照表との間の連携 (articulation) を維持	当期純利益と包括利益という2つの業績指標を対等のものとして開示することは利用者に混乱を生じさせる

(出所) 佐藤[2003]をもとに作成

2. 当期純利益から包括利益への流れ

このような反対論に対して、FASB は次のように対応している¹⁸。

第一に、「包括利益が業績指標ではないという見解に対しては、財務業績報告に当たっては包括主義を採用し、包括利益による財務業績報告を行うべきであるとする立場が堅持されている (SFAS130. par. 3, 6, 7)。第二に、包括利益が「包括的」でも「利益」でもないという見解に対しては、包括利益には期中に生じた所有者とは無関係な取引による持分の変動がすべて含まれているがゆえに「包括的」であり、概念フレームワークにおいて持分の変動が収益、費用、利得、及び損失とされている以上、包括利益は「利益」であるとしている (SFAS130. par. 71)。

また、G4+1[1999]においても、「今日の発達した市場環境のもとでは、実現

¹⁸ 前掲書、155-157頁

利得と未実現利得の間に経済的実質としての相違は存在せず、実現はたんに利得の確実性を表現するにすぎないので、実現基準にもとづく認識の遅延は正当性を持たないということである。」¹⁹と述べている。

さらに、IASBにおいても、実現に基づく純利益とその他の包括利益の区分は「経営者の裁量」によって左右されるものであり、情報利用者の意思決定を誤道する可能性が高いため、会計的認識基準としての実現を全面的に否認し、利益指標を包括利益に一元化することによって、業績情報の「予測価値」を高めるべきであるというのが、IASBにおける一連の業績報告諸原則と2002年業績報告書様式の背後にある基本的な考え方である²⁰。

Ⅲ 貸借対照表と業績報告書の連携(articulation)

1. クリーン・サープラス

先に述べたように、わが国では、現時点においては、「その他有価証券評価差額」、「為替換算調整勘定」、「繰延ヘッジ損益」などの評価・換算差額等は、損益計算書上の最終利益を経由せずに直接貸借対照表の純資産に算入されている。このように、損益計算書上の最終利益を経由しない純資産の増減が、包括利益を当期純利益と共に構成する「その他包括利益」に該当する。

伝統的な会計においては、クリーン・サープラス関係が成立していた。クリーン・サープラス関係とは、損益計算書で計算される最終利益と、貸借対照表上の純資産の増減が一致する会計のことをいう。剰余金（サープラス）に損益以外の項目が混入しない（クリーン）という意味合いを持つ²¹。一般的には、「すべての損益項目が、損益計算書に記載されることによって、貸借対照表の資本

¹⁹ G4+1 (1999) Position Paper: Reporting Financial Performance: proposals for change. pars. 4. 12-4. 13、訳 藤井秀樹、前掲稿、15頁

²⁰ 李 相和、「IASBの業績報告に関する論点」埼玉学園大学紀要第4号、89頁

²¹ 純資産会計基準においては、「株主資本を他の純資産に属する項目から区分することが適当であると考えられるため、本会計基準では、純資産を株主資本と株主資本以外の各項目に区分することとした。この結果、損益計算書における当期純利益の額と貸借対照表における株主資本の資本取引を除く当期変動額は一致することとなる。」と述べている。

の部の利益剰余金の発生原因のすべてが明らかになっていること」²²と理解されている。簿記学的に言えば、一会計年度における収益及び費用が損益勘定に振替えられ、さらにその貸借差額が利益あるいは損失として、純資産の勘定科目である繰越利益剰余金に振替えられるということである。

この点、我が国の純資産会計基準に示されている純資産の部の表示では、その他有価証券の評価差額金等の評価・換算差額等が損益計算書を经ずに純資産に直入されるため、クリーン・サープラス関係が崩れていることになる。

会計上の利益が投資家に対する情報として重要であるならば²³、クリーン・サープラスの関係を成立させるべきであり、包括利益を業績指標として損益計算書の最終利益とすることが必要である。

2. 実現可能性概念

そのクリーン・サープラス関係を成立させるため包括利益を損益計算書の最終利益とするためには、実現主義によって認識・測定できない「その他の包括利益」項目を収益・費用として認識するために、実現概念²⁴とは異なる認識基準が必要となる。

FASBはSFAC第5号において、収益および利得の認識について「実現したまたは実現可能」という概念を提唱している。²⁵この「実現したまたは実現可能」のもとでの利益が包括利益ということになろう。

SFAC第5号においては図表5に示す基本的認識基準の4つが示されている。²⁶

²² 佐藤信彦、前掲書、72頁

²³ 2009年9月、ロンドンの国際会計基準審議会(IASB)オフィスで行われた企業会計基準委員会(ASBJ)とIASBによる会合でも議論されたように、意思決定情報として有用性を保つにはクリーン・サープラス関係を保つ必要があるといわれている。「会計基準のコンバージェンスへの取り組み 企業会計基準委員会(ASBJ)と国際会計基準(IASB)による第10回会合の概要<2>」会計・監査ジャーナル2010年2月号

²⁴ 実現概念は、狭義には、商品を引渡し(役務提供を完了し)、その対価として現金・現金等価物(貨幣性資産)の受領をもって収益を認識する考え方をいう。このように確実に客観的な収益の認識が、制度上の処分(配当等)可能利益の算定の観点からも要請されてきた。この狭義の実現概念のもとでは、第三者との客観的な取引があった段階で収益を認識することになる。

²⁵ FASB, 1984, *Statements of Financial Accounting Concepts No. 5: Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, par.83.

²⁶ Ibid., par.63.

図表5 「実現または実現可能」の認識条件

	認識規準	内 容
1	定 義	当該項目が財務諸表の構成要素の定義を満足すること
2	測定可能性	当該項目が十分な信頼性をもって測定でき、かつ目的に適合する属性を有すること
3	目的適合性	当該項目に関する情報が情報利用者の意思決定に影響を及ぼしうること
4	信 頼 性	当該情報が表現上忠実であり、検証可能かつ中立であること。すなわち、 表そうとしている事象と測定結果の一致を意味する 表示上の公正性 、 測定者間の合意を通じて情報がその表現しようとするものを表現していることまたは選択された測定方法が誤謬または変更なく適用されていることを意味する 検証可能性 、 事前に予定された結果あるいは特定の行動を導くことを意図した変更が存在しないことを意味する 中立性 という3つの要件を必要とする

(出所) SFACNo. 5. par. 63. をもとに作成

実現可能性が求めるこれらの条件は抽象的なものであり、したがって、実現可能性が具体的にどのようなものかについては不明瞭である。この点に関し、小野[2005]は、実現可能性の具体的な内容を検討する際に重要な示唆を与えるのが、井尻教授が AAA から公表した『会計測定の理論』²⁷の中で提唱した以下の3つの相当の「硬度」の条件であるとされる。²⁸

- ① 取り消しができず、確実にそれからプラスないしマイナスの成果が生じる何らかの活動に取り組み始めたことあるいは事象が発生したことがいつになっても明らかであることを意味する検証可能な事実の存在
- ② 複数の実体に合意されている測定方法が存在することを意味する測定過程

²⁷ 井尻雄士、『会計測定の理論』1976年、54頁

²⁸ 小野正芳「包括利益計算の枠組」東京情報大学研究論集 Vol.1.8 No.2、2005年2月、37-50頁

の標準化

- ③ 一定の状況の下では一定の測定値が算出されなければならないことを意味する測定値の一意性

この「硬度」の条件をその他有価証券評価差額に当てはめてみると、その他有価証券評価差額は決算日現在の当該有価証券の時価によって測定されるものである。当該有価証券の時価は日々変動するものであり、評価差額を認識・測定するための検証可能な事実が存在する。また、決算日現在の時価により測定されることから、標準化された測定である。さらに、決算日現在の時価は一定時点においては1つしか存在しないため、測定値の一意性が保証される。

図表6 その他有価証券評価差額における「硬度」条件の充足

	「硬度」の条件	その他有価証券評価差額における条件充足
①	検証可能な事実の存在	有価証券市場における当該有価証券の時価の存在
②	測定過程の標準化	決算日現在の時価により測定
③	測定値の一意性	決算日現在の時価は一定時点においては1つしか存在しない

(出所) 小野[2005]をもとに筆者作成

小野[2005]によれば、この「硬度」の条件は、SFAC第5号における「実現しまたは実現可能」の認識規準と一致するという。

まず、相当の「硬度」が求める測定過程の標準化という条件によって、測定後において当該測定を検証することが可能となり、実現可能性が求める信頼性の一部である検証可能性という条件と一致し、測定過程の標準化によって特定のものだけに都合がよい測定が排除されるため、実現可能性が求める信頼性の一部である中立性という条件に一致する。さらに、測定過程の標準化は測定可能であることも意味するため、実現可能性が求める測定可能性という条件に一致する。

また、相当の「硬度」が求める測定値の一意性という条件は同じ状況の場合に同じ測定値が得られることを意味するため、実現可能性が求める信頼性の一部である会計上の表現と事実の一致を求める表示上の公正性という条件に一致する。

このように、「実現または実現可能」の認識規準は相当の「硬度」が求められる条件と一致するものであることから、「その他の包括利益」項目が相当の「硬度」によって求められる条件を満たしており、「その他の包括利益」項目が「実現または実現可能」によって認識・測定されているといえるのである。

3. 包括利益の表示

以上のことから、純資産会計基準にいう評価換算差額等は、「実現または実現可能」な認識規準によって認識・測定されていることから、包括利益として利益といえることができる。

それでは、その包括利益をどのように表示すべきであろうか。図表7はASBJが平成22年6月30日に公表した「包括利益の表示に関する会計基準」に示す表示例である。

図表7 包括利益の表示例

【2 計算書方式】 <連結損益計算書>		【1 計算書方式】 <連結損益及び包括利益計算書>	
売上高	×××	売上高	×××
-----		-----	
税金等調整前当期純利益	×××	税金等調整前当期純利益	×××
法人税等	×××	法人税等	×××
少数株主損益調整前当期純利益	×××	少数株主損益調整前当期純利益	×××
少数株主利益	×××	少数株主利益(控除)	×××
当期純利益	×××	当期純利益	×××
 <連結包括利益計算書>		少数株主利益(加算)	
少数株主損益調整前当期純利益	×××	少数株主損益調整前当期純利益	×××
その他の包括利益:		その他の包括利益:	
他有価証券評価差額金	×××	他有価証券評価差額金	×××
繰延ヘッジ損益	×××	繰延ヘッジ損益	×××
為替換算調整勘定	×××	為替換算調整勘定	×××
持分法適用による持分相当額	×××	持分法適用による持分相当額	×××
その他の包括利益合計	×××	その他の包括利益合計	×××
包括利益	2,000	包括利益	2,000
 (内訳)		(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	1,600	親会社株主に係る包括利益	1,600
少数株主に係る包括利益	400	少数株主に係る包括利益	400

(出所) ASBJ「包括利益の表示に関する会計基準」参考より抜粋

包括利益を表示するにあたっては、財務諸表間の連携の問題、すなわちクリーン・サープラスの問題を検討しなければならない。

クリーン・サープラス関係を成立させるため包括利益を最終利益とすることについて、「包括利益の表示に関する会計基準」で次のように述べている。「包括利益を表示する目的は、期中に認識された取引及び経済的事象（資本取引を除く。）により生じた純資産の変動を報告することである。包括利益の表示によって提供される情報は、投資家等の財務諸表利用者が企業全体の事業活動について検討するのに役立つことが期待されるとともに、貸借対照表との連携（純資産と包括利益とのクリーン・サープラス関係）を明示することを通じて、財務諸表の理解可能性と比較可能性を高め、また、国際的な会計基準とのコンバージェンスにも資するものと考えられる」²⁹。図表3は、「包括利益の表示に関する会計基準」が示す包括利益の表示例である。

ただし、包括利益による業績報告だけが投資家にとって有用な情報ではない。企業の実現した業績を表す当期純利益も意思決定にとって有用な情報のはずである。なぜなら、会計の機能には情報提供機能だけでなく利害調整という機能もあるからである。すなわち、配当可能利益の算定が可能となる資料を提供することにより、現在株主と将来株主との利害を調整することも会計が果たすべき役割の一つである。これらを、計算・表示できるのは、従来から行われてきた費用収益アプローチによる会計であることも事実である。

4. リサイクリングの会計処理

よって、財務情報の利用者にとって有用な情報の開示は、貸借対照表において公正価値評価により企業の将来の正味キャッシュ・インフローを表示し、一方で、収益費用アプローチにより計算した純利益と資産負債アプローチによって公正価値を評価した際に生じる包括利益を区別して表示することが必要である。そのために必要な作業がリサイクリングである。

リサイクリングとは、米国財務会計基準書（SFAS）第130号によれば、「当期に純利益の一部として表示される包括利益項目のうち、当期あるいはそれ以前

²⁹ 企業会計基準委員会 「包括利益の表示に関する会計基準」 平成22年6月30日 第22項

の期間にその他の包括利益の一部として既に表示された項目の二重計上を避けるために調整を行わなくてはならない。例えば、当期に実現して純利益に含められたが、発生した年度にも未実現保有損益としてその他の包括利益に既に含まれている有価証券投資による利得は、包括利益に二重計上されることを避けるために純利益に含められた年度にその他の包括利益から控除しなければならない。」³⁰とされる。

すなわち、リサイクルとは未実現損益が実現した際に、未実現部分であるその他の包括利益から実現損益部分である純利益に振り替えることを意味している。

具体的に設例を用いてリサイクリングの会計処理をみてみることにする。³¹

〈設例〉 リサイクリングの会計処理

① A社は、第1年度期末(X1年3月31日)に売却可能有価証券を1,000株を1株あたり100円で取得した。

売却可能有価証券 100,000 / 現金 100,000

貸借対照表①

X1年3月31日

現 金		資 本 金	100,000
売却可能有価証券	100,000		
	100,000		100,000

② 第2年度期末(X2年3月31日)に当該有価証券の公正価値は第1期末には150円となり評価替えを行った。

売却可能有価証券 50,000 / 未実現利益 50,000

(その他包括利益)

損益% 50,000 / その他の包括利益累積残高 50,000

³⁰ Statement of Financial Accounting Standards, No. 130, *Reporting Comprehensive Income*. 1997. par. 18

³¹ 中村美保、「業績概念とリサイクルの選択」大分大学経済論集第58号、2006年9月における設例を参考に作成

貸借対照表②

X2年3月31日

現 金		資 本 金	100,000
売却可能有価証券	150,000	その他包括利益累積残高	50,000
合 計	150,000	合 計	150,000

業績報告書② X2年3月31日

当期純利益	
包括利益：	
当期中に発生した未実現損益	50,000
その他包括利益	50,000
包括利益	50,000

③ 第3年度期中（X2年9月30日）において当該売却可能有価証券の全てを
その時点における公正価値180,000円で売却した

売却可能有価証券 30,000 / 未実現利益 30,000

（その他包括利益）

現金 180,000 / 売却可能有価証券 180,000

リサイクル 80,000 / 売却可能有価証券売却益 80,000

（その他包括利益）

損益% 30,000 / その他包括利益累積残高 30,000

貸借対照表③

X2年9月30日

現 金	180,000	資 本 金	100,000
売却可能有価証券		その他包括利益累積残高	80,000
合 計	180,000	合 計	180,000

業績報告書③ X2年9月30日

売却有価証券売却益	80,000
当期純利益	80,000
包括利益：	
当期中に発生した未実現損益	30,000
リサイクル	△80,000
その他包括利益	△50,000
包括利益	30,000

- ④ 第3年度期末（X3年3月31日）におけるリサイクルの会計処理
 その他の包括利益累積残高 80,000 / 留保利益 80,000

貸借対照表④

X3年3月31日

現金	180,000	資本金	100,000
売却可能有価証券		留保利益	80,000
合計	180,000	合計	180,000

業績報告書④ X3年3月31日

売却可能有価証券売却益	80,000
当期純利益	80,000
包括利益：	
当期中に発生した未実現損益	30,000
リサイクル	△80,000
その他包括利益	△50,000
包括利益	30,000

まず、②において第1年度期末に100,000円で取得された売却可能有価証券が、第2年度末の公正価値に評価替えされる。その相手勘定は未実現利益（その他の包括利益）であり、包括利益計算書に計上される。そして、決算振替を

とおして、純資産にその他包括利益累積残高が計上されることになる。

次に、③の売却可能有価証券の売却時に、売却可能有価証券の売却益 80,000 円が計上された際にその他の包括利益のマイナス項目としてこれまでの未実現利益累積額 80,000 円がリサイクルとして計上される。これにより、包括利益に 80,000 円が二重計上されることが回避されるのである。最終的には④において、その他包括利益累積残高を留保利益に振替える処理が行われる。

純資産に注目すると、各期の貸借対照表のなかで、その他包括利益累積残高は未実現の利益であるため、配当可能なものではなく、実現した利益である留保利益のみが配当可能なものとなり、貸借対照表において利害調整が可能となるのである。

おわりに

資産負債アプローチでは、会計情報の利用者にとって有用な情報は、企業に対する将来の正味のキャッシュ・インフローに関する情報であると考え、それを貸借対照表によって提供しようとする。すなわち、貸借対照表は、将来のキャッシュ・インフローをもたらすものである資産と、将来キャッシュ・アウトフローをもたらすものである負債とを鍵概念として解釈し、その差額、すなわち純資産によってそれを表現するのである。換言すれば、「用役可能性（将来キャッシュ・フロー）の実在量にもとづいて『資産と負債の変動』を『正確』に財務諸表に反映することこそが会計の基本的機能であるとする会計思考」³²である。この点を考えるならば、純資産においては株主による払込資本以外はすべて利益と捉えられ、利益概念としては包括利益概念が採用されることになる。

本稿では、この観点に立って、わが国の現行会計制度における「純資産の部」に計上されている評価換算差額等の利益性に焦点をあて、「実現したまたは実現可能」という認識規準を採用することによって、それが利益（包括利益）の一部であることを確認し、「純資産の部」におけるクリーン・サープラス関係が達成できることを確認した。

³² 藤井秀樹、前掲稿、9頁

しかし、会計の機能として情報提供機能のみならず利害調整機能も存することを考慮するならば、配当可能な利益の算定も重要な会計の職務であり、その役割を果たすためには、業績報告書において、実現した収益とそれに対応する費用との差額によって計算される利益（当期純利益）を表示し、貸借対照表の純資産において、配当可能な実現利益と配当不能な未実現利益を区分して表示することが必要となる。

よって、情報提供機能と利害調整機能の両方の要請に応えるための処理としてリサイクリングの検討を行った。そして、そこでは情報提供機能を果たすため、公正価値により資産及び負債を評価し、財務諸表間の連携を達成するために包括利益概念を採用するが、利害調整機能を果たすため、リサイクリングの処理を行うことによって、配当可能な実現利益の表示を業績報告書及び貸借対照表の純資産の両方で行うことができるということが確認できた。

資産負債アプローチという新しい考え方のもとで、会計基準の国際的なコンバージェンス又はアドプションが、各国の政治的、経済的、文化的背景が異なるなか、紆余曲折しながら進められている。本稿で確認してきた貸借対照表と業績報告書の連携、クリーン・サープラス、リサイクリング等が、最終的に国際的な会計基準でどのような取扱いになるのか、今後の動向を注意深く見守りたい。

参考文献

- 大杉謙一、「負債・資本の新区分と会社法」、IMES Discussion Paper Series 2009-J-4、
日本銀行金融研究所、2009年
- 大谷貞数、「業績指標としての包括利益の妥当性」『知的資産創造』2002年12月号、Nomura
ResearchInstitute Ltd、2002年
- 小野正芳、「包括利益計算の枠組」東京情報大学研究論集 Vol.8 No.2、pp.37-50 2005年
- 小林 量、「新会社法による資本の変容」、『企業会計』第57巻第9号、中央経済社、2005年
- 斎藤静樹、「新会計基準と基準研究の課題—資本金の論点を中心に」、『企業会計』第58
巻第1号、中央経済社、2006年

佐藤信彦、『業績報告と包括利益』白桃書房、2003年

佐藤信彦、「イギリスにおける財務業績報告の展開」『経済科学研究所紀要（日本大学）』

第31号、2001年

島原宏明、「債権者保護機能からみた資本制度」、『企業会計』第57巻第9号、中央経済社、
2005年

辻山栄子、「会計基準の国際的動向と会計測定の基本思考」『会計』第161巻第3号、2002年

中村 忠、『新訂現代会計学』白桃書房、1988年

中村美保、「業績概念とリサイクルの選択」大分大学経済論集第58号、2006年9月

野坂和夫、「業績報告における当期純利益の重要性」『JICPA ジャーナル』第582号、2004年

福島隆・吉岡佐和、「企業会計上の資本概念の再構築に向けた一考察—関連領域における

資本概念を踏まえた試論—」IMES Discussion Paper Series . 2010-J-3、日本銀行
金融研究所、2010年

藤井秀樹、「業績報告と利益概念の展開」Kyoto University Working Paper J-48、2006

年「新会計基準にみる会計思考の特徴と展開方向 —「わが国財務会計思考の再検討」
草稿—」Kyoto University Working Paper J-65、2007年

古市峰子、「会社法制上の資本制度の変容と企業会計上の資本概念について」IMES

Discussion Paper Series . 2006-J-1、日本銀行金融研究所、2006年

李 相和、「IASBの業績報告に関する論点」埼玉学園大学紀要第4号、

Financial Accounting Standards Board (FASB). 1984. Statement of Financial
Accounting Concepts, No. 5, *Recognition and Measurement in Financial statements
of Business Enterprises*.

————— 1985. Statement of Financial Accounting Concepts, No. 6, *Element of
Financial statements*.

————— 1997. Statement of Financial Accounting Standards, No. 130, *Reporting
Comprehensive Income*.

G4+1. 1999. *G4+1 Position Paper: Reporting Financial Performance*, Discussion Paper,
IASB.